



『在職老齢厚生年金』の請求手続は済んでいますか？

長期給付係
(082)513-4959

制度改正に伴い、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられています。

60歳以上の共済組合員が、在職中に年金の受給権が発生した場合は、公立学校共済組合広島支部から請求書等を送付しています。

在職中は、原則、支給停止になりますが、年金は、受給権が発生した時点で請求することとされています（在職停止の計算後、一部支給される場合があります。）。

※ 在職停止の金額を決定するため、支給開始年齢以降、速やかに請求してください。

■特別支給の老齢厚生年金受給権発生年齢

生年月日		支給開始年齢
1	昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ	61歳
2	昭和30年4月2日から昭和32年4月2日生まれ	62歳
3	昭和32年4月2日から昭和34年4月2日生まれ	63歳
4	昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれ	64歳

■老齢厚生年金の受給権発生年齢

生年月日		支給開始年齢
1	昭和36年4月2日以降生まれ	65歳



老齢厚生年金等を受給している共済組合員の資格喪失手続

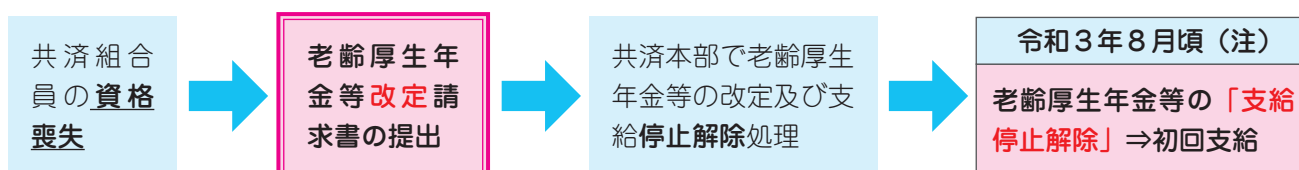
長期給付係
(082)513-4959

共済組合の組合員で、既に「年金の受給権が発生している方」が、退職等により共済組合員の資格を喪失する場合は、老齢厚生年金等の「改定」請求書の提出が必要です（※ 平成27年9月以前に決定した年金の名称は、「退職共済年金」です。）。

年度末及び年度途中で退職される方には、所定の様式（請求書等）を送付しますので、必ず、長期給付係に連絡してください。

当該請求書を提出されないと、年金の支給停止解除の手続ができませんので、必ず、提出してください。

老齢厚生年金(特別支給を含む)等の受給権者の資格喪失後の年金改定手続の流れ



(注) 令和2年度末退職の場合、退職後、当共済組合本部（東京）から、「在職停止中」と書かれた「年金決定通知書（退職による決定）」が送られてくる場合がありますが、その場合は、後日、「正しい額が記載された年金決定通知書（退職による決定）」が届きますので、御安心ください。